

「教員」「公務員」を志望する学生への情報

1 教員を志望する場合

教員になるには、「教育職員免許状」（教員免許）が必要です。

1 「教育職員免許状」

- (1) 教育職員免許状は、「学生便覧」に掲載してある「教職課程表」に示す基礎資格及び科目の規定単位を修得した上で、各都道府県教育委員会に申請すると授与されます。なお、表示してある単位は、卒業要件に加算されない単位と加算される単位とに区別されているので、受講登録の際はそのことに留意する必要があります。教育職員免許状取得を希望する学生は、受講登録ガイダンス期間中に実施される「教職ガイダンス」に必ず出席してください。
- (2) 本学では「高等学校教諭一種免許状」（工業・情報・理科・保健体育）、「中学教諭一種免許状」（理科・保健体育）が取得できます。これらの教育職員免許状を取得すると（取得見込みも含む）希望する都道府県公立学校および学校法人が設立する私立学校の教員採用試験を受験することができます。本学で取得できる教育職員免許状は、学科によって異なりますので、学生便覧を確認してください。

2 「教員採用試験」

- (1) 採用試験は、公立学校の場合は、公立学校を設立する都道府県・政令指定都市ごとに各教育委員会が実施しています。実施要項が2~5月に配布され、早い所は6月から一次試験が始まりますが、二次試験も行われます。合格発表は、8月から10月の間に行われています。その他、受験年齢の制限は都道府県や市により異なっており、受験の区分についても「小・中・高」を一括している所や、「小」と「中・高」などと区分している所もあります。また、その教科によって採用試験を行わないなど、都道府県・市により様々ですから、受験を希望する各都道府県・市の教員採用試験についての情報を各ホームページにて確認しておくこと、また、実施要領を早めに取り寄せて確認しておくことが必要です。

私立学校の場合は、学校を設置している学校法人ごとに行われています。募集時期には公立学校と同じ5月頃、公立学校の合格発表時の9~10月頃の2つのピークがあります。「一般財団法人日本私学教育研究所」ホームページに全国の私立学校の教員募集情報が掲載されていますが、詳細については各学校のホームページを確認しておくことが重要です。

- (2) 採用試験における選考方法についても、各都道府県・市・私立学校においてそれぞれ多様です。一般的に、免許教科に関する筆記試験、一般教養・教職科目・論作文の筆記試験、適性検査、面接試験、実技試験、模擬授業などが行われています。受験者に対する採用倍率は各教科によって異なります。

（問い合わせ：公立学校－各都道府県・各政令指定都市教育委員会、
私立学校－一般財団法人日本私学教育研究所ホームページ、各学校）

11 公務員を希望する場合

一般に公務員は、国の機関に勤務する「国家公務員」と地方自治体に勤務する「地方公務員」に大別され、それぞれ筆記試験と面接試験等が行われます。

1 「国家公務員採用試験」

人事院が行う試験を受験します。主な試験には、一般的な事務や技術的業務に従事する職員を採用する「国家公務員総合職」試験（院卒者・大卒程度）・「国家公務員一般職」試験（大卒程度・高卒者）・「専門職員」試験などがあります。

「専門職」試験には、大卒程度の採用試験としての「国税専門官」・「労働基準監督官」・「財務専門官」などが含まれます。

（問い合わせ：人事院・最寄りの人事院地方事務局）

2 「地方公務員採用試験」

各地方自治体（県市町村）が独自に実施する試験です。主な試験は、一般的な事務や技術的業務に従事する職員を採用する「上級」試験（大卒程度）・「中級」試験（短大卒程度）・「初級」試験（高卒程度）に区分されています。（但し、呼称はさまざまで、年齢別に受験資格を区分する自治体もあります。）

都道府県及び政令指定都市の大卒程度の採用試験は、早い所では5月ごろから実施されます。教員や警察官・消防士等の採用試験も、地方公務員として採用試験が行われます。

（問い合わせ：各地方自治体の人事委員会）